

県南広域振興局長告示第180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年12月3日

県南広域振興局長 遠藤達雄

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372600270	株式会社舞石興産	デイサービス舞乃湯	一関市花泉町花泉字松沢235番地	平成25年10月31日